

## 移行措置の概要〈小学校〉 最終確定版

―――文科省告示（平成20年6月13日）資料から―――

平成20年（2008年） 6月 文理・編集部

◇移行措置期間： 平成21年4月1日～平成23年3月31日

### ◇移行措置の内容

教科等	移行措置の内容
総則、道徳、 総合的な学習の時間、 特別活動	○新学習指導要領の規定による。
国 語	○新学習指導要領によることもできる。 ○現行学習指導要領による場合には、平成22年度の第3学年の国語の指導に当たっては、「ローマ字」を加えるものとする。
社 会	○新学習指導要領によることもできる。 ○現行学習指導要領による場合には、次の通りとする。 ・第3学年及び第4学年の指導に当たっては、新学習指導要領の「我が国における自分たちの県（都、道、府）の地理的位置」、「47都道府県の名称と位置」を加えること。 ・第5学年の指導に当たっては、現行学習指導要領の「国土の位置」を省略し、新学習指導要領の「世界の主な大陸と海洋、の主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」を加えること。 ・平成21年度の第3学年及び平成22年度の第3学年若しくは第4学年の指導に当たっては、現行学習指導要領の「産業や地形条件から見て県内の特色ある地域の人々の生活」の代わりに、新学習指導要領の「県内の特色ある地域の人々の生活（地域の資源を保護・活用している地域）」を指導すること。
算 数	○別紙「移行措置・小学校算数」の通りとする。 ○新学習指導要領の各学年における〔算数的活動〕を加えることができる。
理 科	○別紙「移行措置・小学校理科」の通りとする。
外国語活動 (英語)	○新学習指導要領によることができる。
音楽、生活、図工、 家庭、体育	省略

以上